

有機栽培拡大対策実施要領

制 定 令和6年4月1日 野花第30439-2号

第1 趣旨

「みどりの食料システム戦略」策定や関係法施行を受け、群馬県では「群馬県みどりの食料システム基本計画」を策定した。その目標達成に向け、生産者への環境負荷低減の取組を補助する体制整備が必要である。

そこで、有機栽培拡大対策では環境負荷低減に向けた栽培を志す有機栽培者に対して、米、大豆、野菜、果樹等の有機栽培を開始・拡大するための積極的な取り組みを推進する。

第2 用語の定義

1 認定農業者

「農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）」第12条第1項等の規定により、市町村長等から農業経営改善計画が適当であると認定を受けた者。

2 認定新規就農者

「農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）」第14条の4の規定により、市町村長から青年等就農計画の認定を受けた者。

3 農業者の組織する団体等

次のいずれかに該当する団体。

(1) 農業協同組合

(2) 農事組合法人

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人であって、県へ届出がされているもの。

(3) 集落営農組織

(4) 農地所有適格法人

農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人であって、農地法第6条に基づき市町村農業委員会へ報告されているもの。

(5) 次に掲げる要件の全てを満たしている団体

ア 代表者の定めがあること。

イ 組織及び運営に関する規約等が定められていること。

ウ 組織を構成する農家戸数が3戸以上であること。

4 耐用年数

農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年4月30日農林省令第18号）別表に定める年数。ただし、これによりがたい場合は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める年数とする。

5 有機 JAS 認定取得者

日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づき、「有機農産物の日本農林

規格」に適合した生産を行っている生産工程管理者として登録認証機関の認証を受けた者。

第3 事業の内容等

1 メニュー

この事業は、以下のメニューで構成し、内容は別記1に定めるとおりとする。

- (1) 有機栽培開始
- (2) 有機栽培面積拡大

2 目標年度

メニュー (1) の事業の目標年度は、事業完了後、有機 JAS 認証取得年度の翌年度とする。

メニュー (2) の事業の目標年度は、事業完了年度の翌々年度とする。

第4 事業の実施基準

- 1 補助事業は、実施計画に基づき、群馬県みどりの食料システム基本計画の達成に必要な事業を総合的かつ効果的に実施するものとする。
- 2 地域の特性が活かされており、事業の目的・効果が明確な事業であること。
- 3 関連事業の進捗状況等に比較して著しく先行していないこと。
- 4 自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を本事業に切り替えて補助の対象とすることは、認めないものとする。
- 5 事業実施に当たっては、国庫補助事業等を積極的に取り入れ、本事業と有機的な連携のもとに地域の活性化を図るよう努めるものとする。
特に、事業内容が国庫補助事業や他の補助制度の活用が可能な場合は、それらの制度をできるかぎり活用することとし、活用できない場合等に、本事業を実施するものとする。
- 6 他の事業（国庫補助事業を含む。）と物理的な連続性を確保して整備される事業（以下「合体の事業」という。）については、地域の自然的、社会的、経済的諸条件から合体の事業による必要が認められ、かつ、合体の事業によってもそれぞれの事業目的の達成が見込まれる場合には、補助の対象とすることができるものとする。
- 7 過去において実施した補助事業が計画に対し、適正に実施・運営されていること。
- 8 既存の機械・施設を廃棄して、その代替として同種、同規模及び同効用の機械・施設を導入・整備する場合（いわゆる更新。）は補助の対象としないものとする。
- 9 事業実施地域内の関係者の合意形成が図られていること。
- 10 本対策は、1つの農業事務所の区域を越える団体（以下「県域団体」という。）が実施する場合を除いて、原則として市町村を通じた間接補助事業とするが、やむを得ない理由がある

と判断される場合は、この限りではない。

ただし、やむを得ない理由とは以下の場合に限ることとする。

なお、事業実施主体が市町村を経由しない直接補助事業者となった場合、関係市町村から助言を求めるなど調整に努め、農業事務所長（以下「所長」という。）に申請書等を提出すると同時に、その写しを関係市町村へ送付するものとする。

- (1) 事業実施主体が、複数の市町村を活動範囲とする団体で、関係する市町村との間で調整ができない場合。
- (2) 市町村の予算措置後では、事業実施主体の栽培する野菜の作型の都合等により年度内の事業実施が困難と判断される場合。

- 1 1 同一事業実施主体内及び同一市町村・農業協同組合内で推進事業を複数実施する場合は、事業間の取組や経費等について重複のないようにすること。
なお、事業間で重複や活動内容が不明確な場合には、変更や取り消しも含め、適正な事務処理に努めること。
- 1 2 受益地は、原則として、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年7月1日法律第58号）第6条の規定に基づき農業振興地域と指定された地域であること。
- 1 3 過剰とみられるような施設及び機械の導入を排除する等、徹底した事業費の低減が図られるよう努めること。
- 1 4 補助事業費は、本県において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、当該地域及び事業の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設の規模及び構造、事業の規模等はそれぞれの目的に合致しているものとする。
なお、事業費の低減を図るため適切と認められる場合は、直営施工を積極的に認めることとし、その場合において、当該直営施工に係る労務費並びに資材費及びその他必要な経費を補助の対象とすることができるものとする。
- 1 5 機械の導入にあたっては、「農業機械適正導入のてびき」を準用して、原則として受益面積に応じた能力を有するものとし、記載のない機械についても、これに準じた適正な能力、台数の導入とするものとする。
- 1 6 事業実施主体は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範（農業環境規範）について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省消費・安全局長、生産局長通知）に基づき、整備した機械、施設を利用する農業者から、点検シートの提出を受けることなどにより、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。
- 1 7 事業を通じて導入する営農上及び施設整備上の新技術について、現地での効果の発現等が十分に確認されていること。
- 1 8 新規に導入する作物等について、種苗、技術、販路等必要となるものを確保する見通しが立っていること。
- 1 9 以下の方法により費用対効果を算出すること。また、費用対効果が1未満の場合は、事業

実施により経済的損失が生じるため、事業を実施しないこととする。

なお、単位面積あたり収量及び平均単価は、原則として農業災害における被害額算定のための数値を使用し、労働単価は、農業委員会が定める標準臨時雇用（一般農作業）の単価を使用すること。

成果目標	計算式
作物面積増加	$【増加面積】 \times 【単位面積あたり収量】 \times 【平均単価】 \times 【耐用年数】 \div 【事業費】$
雇用創出	$【創出する雇用の時間】 \times 【労働単価】 \times 【耐用年数】 \div 【事業費】$
販売額増加	$【販売額増加額】 \times 【耐用年数】 \div 【事業費】$
労働時間削減	$【削減される労働時間】 \times 【労働単価】 \times 【耐用年数】 \div 【事業費】$
単位面積あたり収量の増加	$【取組面積】 \times 【現在の単位面積あたり収量】 \times 【増加率】 \times 【平均単価】 \times 【耐用年数】 \div 【事業費】$
上記以外の場合	所長（地域団体の場合は、知事。）が適当と認める数値

2 0 事業実施主体が農業者の組織する団体等である場合は、以下の全てを満たすこと。

(1) 下記の共同要件を原則として3つ以上満たすものであること。ただし、ハウスを整備する事業の場合はこの限りではない。

- 共同要件…栽培品目の統一（種類、品種等）
- 栽培体系の統一（作型、施肥等）
- 共同購入（種苗、肥料、用土、資材等）
- 共同作業（育苗、防除、かん水、用土づくり等）
- 共同出荷等

(2) 事業により導入した機械・施設等の管理規定及び利用規程が定められており、財産の管理方法が明確になっていること、若しくは、見込まれるものであること。

2 1 事業実施主体が認定農業者の場合は、市町村長等から認定を受けた農業経営改善計画書の写しを実施計画書に添付すること。農業経営改善計画書に記載のない取組を実施する場合は、経営計画書（様式第5号）を併せて添付すること。

2 2 事業実施主体が認定新規就農者の場合は、市町村長から認定を受けた就農計画書の写しを実施計画書に添付すること。

2 3 補助対象となる機械、施設は、原則として耐用年数が5年以上のものとし、既存施設又は資材の有効利用等の観点から、当該地域又は事業の実情に即し必要があると認められる場合は、新品新材の利用による新築事業のほか、増築・改築、補修・改修、併設若しくは合体の事業、古品古材の利用による事業を補助の対象とすることができるものとする。

また、機械についても、新品に比べ同程度の能力等を有する中古機械を補助の対象とすることができるものとする。ただし、この場合補助の対象とする機械は、原則として、残存耐用年数が2年以上のものとする。

2 4 事業の継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、事業を実施しようとする市町村長等は、園芸施設共済等の農業災害補償制度（以下「園芸施設共済等」という。）への加入促進を図るとともに、事業実施主体にあつては、園芸施設共済等への加入を原則とする。

なお、別記1の第2の1で指定する施設については、園芸施設共済等への加入を必須とする。

2 5 機械・施設をリースする事業について

事業実施主体が農業協同組合である場合は、本事業により導入した機械・施設について、事業実施主体と当該機械・施設を利用する農業者（以下「利用者」という。）との間のリース契約を締結する事業（リースする事業）を次の要件を満たすことにより実施できるものとする。

- (1) リース契約の対象は、事業実施主体が当該機械・施設の導入計画や作物の生産・販売計画を作成し、その計画に基づいた機械・施設であり、適切な規模であると所長（地域団体の場合は、知事。）が認めた機械・施設等であること。
- (2) 受益戸数は、3戸以上であること。
- (3) リース料は、「事業実施主体負担（事業費－補助金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」以下であること。
- (4) 事業実施主体が、用地選定、用地交渉、敷地造成、登記、設計、建築及び施設のメンテナンスを責任をもって実施するものであること。
- (5) 利用者は、機械・施設の利用を責任をもって行い、災害等により当該機械・施設に異常が起きた場合は、速やかに事業実施主体に報告するものであること。
- (6) 事業実施主体と利用者との間において、リースの目的、期間、利用料、利用料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記されたリース契約を締結するものであること。

なお、事業実施主体は、リース契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることの無いよう留意するものとする。

2 6 事業実施主体は、環境負荷低減のチェックシート（様式第9号）を実施計画書に添付すること。ただし、下記の対応も可能とする。

- (1) JGAP等の第三者認証GAPの認証取得者は、認証書の写しの添付に代えることができるものとする。その場合、「みどりの食料システム戦略の理解・関係法令の遵守」の周知を図るため、農林水産省作成のチェックシート解説書を事業実施主体へ配布することとする。
- (2) 国庫事業の対象者及び本チェックシートの提出を要件とする県単事業の対象者が、すでに本チェックシートを作成している場合は、その写しの添付に代えることができるものとする。

第5 事業の実施手続

1 要望の提出

- (1) 市町村長等（地域団体が事業を実施する場合は、事業実施主体の長。それ以外の場合は、市町村長。以下同じ。）は、別記2に基づき事業計画ごとのポイントを算出し、様式第1号により所長等（地域団体が事業を実施する場合は、知事。それ以外の場合は、所長。以下同じ。）に提出するものとする。
- (2) 所長は、(1)により提出のあった要望を野菜花き課長に提出するものとする。なお、市町村長から提出されたポイントに、別記2に定める農業事務所ポイントを加算することができる。

2 予算の配分

- (1) 野菜花き課長は、別記2に基づき、1により提出のあった事業計画に予算を配分し、その

結果を通知するものとする。なお、野菜花き課長は予算の配分にあたり、事業計画について事前に所長と成果目標協議を行うものとする。

- (2) 3により申請のあった事業計画が1により提出のあった要望書の内容と一致しない場合、野菜花き課長は、(1)による予算の配分を取り消すことができるものとする。

3 実施計画の申請

- (1) 市町村長等は、様式第2号により実施計画を作成し、所長等に申請するものとする。
- (2) 1により提出した要望書の内容に沿って実施計画を作成すること。

4 実施計画の承認

所長等は、3により提出された実施計画が本要領に定める基準を満たし、目標の達成が確実であると見込まれる場合、その承認を行うものとする。

5 事業の着手

事業の着手は、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年12月27日規則第68号。以下「規則」という。）第5条第1項の交付決定（以下「交付決定」という。）に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合には、群馬県野菜花き振興事業補助金等交付要綱（以下「交付要綱」という。）の第6により、交付決定前に着手できるものとする。

6 事業計画の重要な変更

市町村長等は、所長の承認を受けた実施計画の重要な変更をするときは、3及び4に準じて行うものとする。

なお、重要な変更とは、以下の(1)から(9)のいずれかに該当する場合とする。

- (1) メニューの追加・取り止め
- (2) 別記2により算出されるポイントの減少を伴う変更
- (3) 事業実施主体の変更
- (4) 実施地区の区域の変更
- (5) 受益経営体の変更
- (6) 機械・施設等の設置場所の変更（ハード事業の場合に限る。）
- (7) 受益経営体ごとの事業量、事業費の30%を超える変更（事業量については、ハード事業の場合に限る。）
- (8) 導入施設・機械等の規格・レイアウトの変更
- (9) その他野菜花き課にて重要な変更であると判断される事項についての変更

第6 事業の指導推進体制

所長等は、指導推進体制を整備し、実施計画の作成及び事業の適正かつ効果的な実施について指導するものとする。

第7 助成

- 1 所長等は、この要領に基づいて実施する事業に対し、第5の2により配分された予算の範囲内において助成するものとし、補助金の交付に関しては規則及び交付要綱によるものとする。

- 2 補助率は、別記1に定めるとおりとする。
- 3 補助額は、別記1に定める上限を超えることができないものとする。
- 4 県からの補助金総額に千円未満の金額が生じた場合には、当該千円未満の金額を切り捨てるものとする。
- 5 交付申請において、内示額の一部を保留して申請を受ける場合は、交付申請書に「以内申請理由書」（任意様式）を添付することとする。
- 6 交付要綱第10に規定する「事業ごとに定める実績報告書」は、様式第2号別添1及び別添2とする。

第8 利用状況報告

市町村長等は、この事業により導入・整備した機械・施設について、事業実施年度から目標年度までの毎年度、利用状況報告書を作成し、当該年度の翌年度の4月末までに様式第4号により所長等に提出するものとする。

目標年度に成果目標を達成できなかった場合、目標達成年度まで利用状況報告書の提出を継続するとともに、様式第4号別添1の8により事後評価を実施するものとする。所長等は、提出された利用実績報告書の農業事務所意見欄に意見を記入し、目標達成に向け指導するものとする。

第9 管理運営

1 処分制限の対象となる施設等

規則第21条第2項に規定する「機械及び重要な器具で知事が指定するもの」及び同第3項に規定する「知事が補助金等の交付の目的を達成するため、特に必要があると認めて定めるもの」は、本事業で整備する施設及び機械並びにそれらの付帯物（以下「処分制限の対象となる施設等」という。）とする。

2 処分制限期間

規則第21条ただし書に規定する「補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間」は、施設等の竣工から耐用年数を経過するまでとする。

3 管理運営の方法

処分制限の対象となる施設等を整備した事業実施主体及び助成対象者（以下「事業実施主体等」という。）は、整備した施設等を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するものとする。

4 財産管理台帳

処分制限の対象となる施設等を整備した事業実施主体等は、2に定める期間を経過するまでの間、財産管理台帳（様式第6号）を備え置くものとする。

5 事業名等の表示

本事業により整備した処分制限の対象となる施設等には、原則として本事業名等を表示するものとする。

6 災害の報告

市町村長等は、本事業により整備した処分制限の対象となる施設等が、2に定める期間内に災害を受けたときは、様式第7号により、速やかに所長等に報告しなければならない。

7 移管の報告

市町村長等は、本事業により整備した処分制限の対象となる施設等について移管を行ったときは、遅滞なく、様式第8号により所長等に届け出るものとする。

第10 その他

1 次の様式は、別紙のとおりとする。

- (1) 令和〇〇年度有機栽培拡大対策の要望について（様式第1号）
- (2) 令和〇〇年度有機栽培拡大対策実施計画の承認について（申請）（様式第2号）
- (3) 令和〇〇年度有機栽培拡大対策の変更承認について（様式第3号）
- (4) 有機栽培拡大対策により導入・整備した施設・機械の利用状況について（報告）（様式第4号）
- (5) 経営計画書（様式第5号）
- (6) 財産管理台帳（様式第6号）
- (7) 令和〇〇年度有機栽培拡大対策により取得した財産の災害報告について（様式第7号）
- (8) 令和〇〇年度有機栽培拡大対策により取得した財産の移管について（様式第8号）
- (9) 環境負荷低減のチェックシート（様式第9号）

2 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。

別記 1 事業内容

第 1 メニュー別基準

1 有機栽培開始

目的	これから有機 JAS 認証取得を目指す生産者を対象に、有機栽培を実施するために利用する施設又は機械の整備に取り組む場合に支援を行う。
事業実施主体	事業実施から 3 年以内に有機 JAS 認証取得をする予定の認定農業者、認定新規就農者、農業者の組織する団体等
要件	以下の要件を全て満たすこと。 1 現状有機 JAS 認証を取得しておらず、当事業実施年度から 3 年以内に有機 JAS 認証を取得し、認証証明書の写しを野菜花き課へ提出できること。 2 有機 JAS 認証取得後も継続的に栽培を実施すること
成果目標	以下のいずれかとする。 (1) 有機栽培用施設を整備する場合は、整備した面積分有機 JAS 認証栽培を行うこと。 (2) 有機栽培用機械を整備する場合は、10a 以上有機栽培認証栽培面積を増加させること。
対象品目	有機栽培農産物（水稲、大豆、野菜、果樹（複数品目を組み合わせての事業計画可能））
補助対象	1 有機栽培に用いる施設 2 有機栽培に用いる機械
補助率	10分の3以内
補助額の上限	事業に取り組む経営体ごとに以下の額を上限とする。なお、補助額には消費税及び地方消費税を含まない。 (施設整備) 500万円 (機械整備) 300万円

2 有機栽培面積拡大

目的	有機 JAS 認証取得済みの生産者が、有機栽培面積拡大に必要な施設又は機械の整備に取り組む場合に支援を行う。
事業実施主体	有機 JAS 認証取得済みの認定農業者、認定新規就農者、農業者の組織する団体等
要件	以下の要件全てを満たすこと。 1 事業実施前の有機栽培認証栽培面積が、おおむね以下の数値以上であること。 (1) 米・大豆 30 a (1) 施設野菜 6.25 a (2) 露地野菜 75 a (3) 果樹 20 a 2 別記1第2の1に示す有機栽培用施設を整備する場合は、有機栽培認証栽培面積をおおむね以下の数値以上増加させること。 (1) パイプハウス1.25 a
成果目標	以下のいずれかとする。 1 作付面積をおおむね以下の数値以上増加させること。 (1) 有機栽培用施設を整備する場合は、要件の2に示す値。 (2) 有機栽培等用機械を整備する場合は、事業実施前の作付面積の20%。
対象品目	有機栽培農産物（水稲、大豆、野菜、果樹（複数品目を組み合わせての事業計画可能））
補助対象	1 有機栽培に用いる施設 2 有機栽培に用いる機械
補助率	10分の3以内
補助額の上限	事業に取り組む経営体ごとに以下の額を上限とする。なお、補助額には消費税及び地方消費税を含まない。 (施設整備) 500万円 (機械整備) 300万円

第2 補助対象施設及び機械

本事業において補助対象となる施設及び機械は、有機栽培に用いる施設及び機械とする。

1 施設整備

- ・施設整備については、それらの付帯施設の整備にかかる費用を補助の対象とする。
- ・付帯施設のみでの整備は認めない。
- ・鉄骨ハウス、鉄骨パイプハウス（エコノミーハウス）、パイプハウス等の施設を整備する場合は、園芸施設共済等の共済又は保険への加入を必須とする。

2 機械整備

- ・機械整備については、別途野菜花き課で判断し、対象の可否を決定する。
- ・機械整備については、フォークリフト、ロータリーその他の汎用性が高い機械は対象としないこととする。

別記2 予算配分方法

有機栽培拡大対策の予算の配分方法は、以下のとおりとする。

第1 ポイントの算出

- 1 原則として、事業に取り組む全ての農業経営体について別記2別表1に基づいて経営体のポイントを算出し、それを平均した値を事業計画のポイントとする。

第2 予算の配分

- 1 要望があった事業計画を1により算出したポイントの順に並べ、配分する予算の範囲内でポイントが上位の事業計画から順に要望する額を配分する。
- 2 1により配分した結果、最後の配分可能額が事業計画の要望額を下回る場合は、当該配分可能額を配分する。ただし、予算の一部を留保して配分する場合は、当該事業計画には予算を配分しない。
- 3 原則として、各年度において初めて予算を配分する場合は、配分可能な予算の一部を留保するものとする。

別表1 (経営体のポイント算出基準)

項目	内容	ポイント数
認定農業者	認定農業者	4
認定新規就農者	認定新規就農者	4
集落営農組織	集落営農組織 (法人に限る)	3
年齢	29歳以下	4
	30歳以上39歳以下	3
	40歳以上49歳以下	2
	50歳以上59歳以下	1
後継者	以下のいずれかを満たす場合 1 45歳未満の後継者が同一経営内に就農している場合 2 45歳未満の後継者が研修中で、事業実施年度の翌年度までに同一経営内に就農する予定の場合	2
費用対効果	費用対効果を20で除した値をポイントとする。ただし、2ポイントを上限とする。	費用対効果を20で除した値 (最大値は2)
GAP	JGAP等の第三者認証GAPを受けている場合	2
農地中間管理事業	農地中間管理事業を利用して、農地を借り受けている場合	1
統一ロゴマーク	県産農畜産物統一ロゴマークを利用している場合	1